

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめ、お取引先、従業員、地域社会の様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値向上の最大化を重視した経営を推進すべく、内部統制の基本方針を制定して、企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と認識しております。

また、取締役会の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1-2]

株主が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要と認識しております。海外投資家及び機関投資家の議決権行使状況の動向や、コスト等の視点を踏まえ、株主の皆様からのご意見を参考にしながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討してまいります。

[補充原則4-10]

当社は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会の設置を含め検討しており、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る事項につき、同委員会にて審議することを検討してまいります。

[補充原則4-11]

当社取締役会は、取締役会の有効性、自らの取締役としての評価等を含めた取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時・適切に開示していくことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1-4 政策保有株式]

純投資目的以外の投資を行う際は、投資対象会社との業務提携、情報共有等を通じて、当社グループの事業における相乗効果が期待されるか否かによって投資の是非を判断することを基本方針としております。政策保有株式の保有は必要最小限とし、企業価値向上の効果等を勘案して、適宜、見直すこととしています。企業価値向上の効果等が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他事業面で考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を検討していきます。また、政策保有株式に係る議決権の行使については、投資の目的である相乗効果が最大限発揮され、当社グループの企業価値向上に寄与するかどうか等を総合的に判断して、提案された議案を検討し、行使することとしております。

[原則1-7 関連当事者間取引]

当社は、取締役、監査役および親会社等との取引（関連当事者間取引）については、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、あらかじめ関係部署間で協議の上、取引の合理性（事業場の必要性）と取引条件の妥当性を確認し、会社法、関連法令及び社内規程に基づいた適切な手続きにより取締役会の承認を得ることとしております。

また、関連当事者間取引の状況を把握するために、年に一回状況調査を行い、関連当事者について管理する体制を構築しております。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社では企業年金制度を導入していないため、原則2-6については、適用ないものと判断しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i)経営理念、経営計画

当社は、下記の経営理念を制定しており、この理念実現を通じて、持続的に成長して企業価値を向上させ、株主利益を長期的に増大させ、もって当社株式を安心して長期的に保有いただくことを可能とするため、コーポレート・ガバナンスを強化してまいります。

『アルテリア・ネットワークスは、

- ・創業以来のフロンティア精神を研ぎ澄まし、変化し続ける顧客ビジネスの課題解決に取り組む
- ・独自のネットワークアセットと顧客志向性で差別化し、野心的で柔軟に発想、迅速で緻密に行動する
- ・情報通信プラットフォームの創造を通じ顧客の成長と世の中の進歩に貢献し、社員ひとりひとりの夢を実現する。

当社の経営戦略につきましては、有価証券届出書「第二部 企業情報 第2.事業の状況 1.経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。また、中期経営計画については、当社のウェブサイトにて開示しております。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii)取締役・監査役の報酬の決定方針と手続

取締役の報酬については、株主総会で決議された範囲内において、各取締役に求められる職責・能力・会社への貢献及び当社の業績・経営状況を踏まえつつ、社外役員の一一定の関与のもとで透明性・客観性ある手続きに基づき決定しております。監査役の報酬は、株主総会で決議された範囲内において、業務分担を勘案し、監査役会の協議により決定しております。なお、今後は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会の設置を検討しており、経営陣の報酬制度等につきましても同委員会にて審議することを検討してまいります。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者は、各分野における豊富な経験・知識、経営者としての能力・資質、経営における広角的な視野を有すること等を選任基準としております。

社外取締役となる取締役候補者は、広範な知識と経験、出身分野における十分な実績を有し、また、経営の監督機能をより強化するために当社の「独立役員選任基準」を勘案したうえで選任しております。

監査役候補者は、会計の監査を含む当社の業務全般の監査面における高度の知識・技能を有すること等を選任基準としております。

社外監査役となる監査役候補者は、財務、会計、法務、技術、企業経営等における高い専門知識、豊富な経験を有し、また、監査体制の中立性をより強化するために当社の「独立役員選任基準」を勘案したうえで選任しております。

なお、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定例違反等があった場合には、解任することとしております。

(v) 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補及び監査役候補につきましては、有価証券届出書「第二部 企業情報 第2. 事業の状況 5. 役員の状況」に記載の経歴、経験、実績等を踏まえ、(iv)に記載の選任基準を満たすものとして選任しております。なお、社外取締役候補及び社外監査役候補の選任理由については、本報告書「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「取締役関係」会社との関係(2)及び「監査役関係」会社との関係(2)に記載のとおりです。

【補充原則4-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】

当社は、法令及び定款・取締役会規程上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項等を除き、経営における責任の明確化及び意思決定の迅速化を目指して、当社の業務執行に関する決定を、当社代表取締役、統括本部長、本部長をはじめとする当社の経営陣等に委任しております。なお、意思決定や決裁権限に関する事項は、取締役会規程および職務権限規程等において明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める「独立役員選任基準」については、本報告書「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」「独立役員関係」その他独立役員に関する事項に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11 取締役会全体の多様性及び規模に関する考え方と手続き】

取締役の選任にあたっては、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な知識・経験・能力を取締役会全体で維持できるよう、多様性を考慮して構成することとしております。現在、取締役8名中、2名を独立社外取締役とし、ガバナンスの強化を図っております。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知の参考書類や事業報告において開示しております。また、当社の取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合もありますが、兼任社数は合理的な範囲内であると考えております。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性に関する分析と評価】

当社取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての評価等を含めた取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時・適切に開示していくことを検討してまいります。

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、各取締役・監査役が業務遂行に必要とする経営管理や法的知識などのトレーニング機会の提供・斡旋および費用の支援を行い、知識・経験・能力の持続的拡大に努めてまいります。また、社外役員については、当社のビジネスの理解につながる情報の提供や課題の説明を行うこととしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話の方針】

当社は取締役常務執行役員CFOを責任者とする財務・管理統括本部をIR担当部署と定めております。IR担当部署は、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めており、その取り組みの一環として、投資家説明会の開催、対話において把握された株主の意見・懸念の検討及びそれらに関する取締役会・担当執行役員へのフィードバックの実施を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	25,000,000	50.00
Red Anchor Investments Limited	25,000,000	50.00

支配株主(親会社を除く)の有無	丸紅株式会社
親会社の有無	丸紅株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 8002

補足説明

外国人及び大株主の状況は、2018年11月13日現在の状況に基づく記載です。

なお、当社の発行済株式総数の50.0%を保有する丸紅株式会社によれば、当社株式の上場日をもって会計基準上の実質的な支配が存在すると考えられ、当社は、丸紅株式会社の連結子会社となることとします。また、丸紅株式会社は当社の総議決権の過半数を取得するため、上場後に当社株式1単元を株式市場において購入する予定といたします。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等については、取締役会にて取引開始の事前に取り引の可否を判断しており、会社および少数株主の利益を害する取引が生じないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

丸紅株式会社は、当社の親会社であり、当社の取締役には、丸紅株式会社の執行役員2名が就任しております。当社は、同社との人的交流・事業連携を通じ当社グループ全体の企業価値の向上に努めております。一方で、具体的な事業運営に際しては、当社独自の経営判断と意思決定が行われている状況であり、自主性・独立性は確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江崎浩	学者											
三宅伊智朗	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江崎浩	○	該当事項はありません。	東京大学大学院教授として、情報理工学分野における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を頂くことが期待され、社外取締役に選任しております。 なお、江崎浩氏は、当社の定める独立役員選任基準を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。

三宅伊智朗	○	該当事項はありません。	これまで複数の企業の代表取締役を務め、企業経営における豊富な知識・経験を有し、当社の経営に対して外部から有用かつ客観的な知見を頂くことが期待され、社外取締役を選任しております。 なお、三宅伊智朗氏は、当社の定める独立役員選任基準を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。
-------	---	-------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査部門と常に緊密な連携を保ち、監査の方法及び結果についての報告を受けるとともに、その監査を活用し、監査の品質向上と効率化を図っております。
監査役と内部監査部門の間では定期的に情報交換会を実施して情報連携を図るとともに、会計監査人・内部監査部門とは四半期に1回会議を開催し、監査方針・計画、会計監査、内部統制に係る情報連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐野靖宏	他の会社の出身者													
本村健	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

佐野靖宏		過去に、当社の親会社である丸紅株式会社の従業員でありました。(昭和54年～平成26年)	丸紅株式会社において監査部長を務めた経験から、監査業務に関する相当程度の知見を有しており、外部からの客観的かつ中立的な経営監督機能が期待され、社外監査役に選任しております。
本村健	○	——	弁護士として企業法務・コンプライアンス分野において豊富な知識・経験を有していることから、外部からの客観的かつ中立的な経営監督機能が期待され、社外監査役に選任しております。なお、本村健氏は、当社の定める独立役員選任基準を充足し、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断していることから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【独立役員選任基準】

当社は社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び子会社の業務執行者(*1)
2. 当社の兄弟会社の業務執行者
3. 当社を主要な取引先とする者(*2)又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先(*3)又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に多額(*4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者)
6. 当社及び子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社の親会社の業務執行者又は監査役
8. 当社の主要株主(*5)又はその業務執行者
9. 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
10. 当社から多額の寄付を受け取っている者又は団体の理事その他の業務執行者
11. 上記1に過去10年間に於いて該当していた者
12. 上記2～10に過去3年間に於いて該当していた者
13. 上記1～10に該当する者が重要な者(*6)である場合において、その配偶者又は二親等以内の親族
14. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

(注)

1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員その他これらに準じる者及び使用人をいう。
2. 当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
3. 当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者、直近年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は、当該団体の連結売上高若しくは総収入の2%を超えることを言う。
5. 当社の主要株主とは、議決権の10%以上を直接又は間接的に有している者をいう。
6. 重要な者とは、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券届出書において取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬の支給にあたっては、会社の業績及び各取締役の実績を評価し、株主総会決議の範囲内で報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役を含むすべての取締役・監査役に対し、取締役会事務局である経営管理室が、取締役会における実効性のある審議を可能にすべく、会日に先立って議題並びに月次業績、事業報告に関する資料を送付しています。また、監査役の職務を補助するために監査役付が設置され、社外監査役に対しても監査役会資料の事前送付のほか、監査役監査状況の月次での共有、情報提供を行っております。なお、社外取締役・社外監査役のいずれに対しても、特に重要な事項については、代表取締役社長、担当取締役、執行役員等から必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、社外取締役を含む取締役会における監督機能と、社外監査役を含む監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社の形態を採用しております。業務執行に関しては、執行役員制度を採用し、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで機動的かつ効率的な業務運営を行っております。

・取締役会は取締役8名で構成されており、うち社外取締役は2名であります。毎月一回の定例取締役のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要な業務執行の意思決定並びに業績の状況について報告を受け、対応策を協議するとともに各取締役の職務の執行状況を監督しております。社外取締役は、中立的な立場、または専門的な立場から会社の経営を監督しております。

・監査役会は常勤監査役1名と、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、うち社外監査役は2名であります。監査役会は原則毎月一回の定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会が開催され、取締役会への出席の他、常勤監査役による経営会議や社内稟議の確認を通じて会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程等の遵守状況及び想定されるリスクへの対応状況を監査し、執行側への提言を適宜行っております。また、内部監査部、会計監査人と定期的に連携をとり、監査役監査の効率性・実効性を高めるように努めております。

・また、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の構成において、独立した立場の社外取締役を置くことで、経営の客観性と透明性を確保しております。

また、監査役会は、社外監査役が半数以上を占めており、独立した客観的な立場から経営者に対して意見を述べるができるよう、経営に対する監視・監督を強化しております。

さらに、執行役員制度の導入によって、業務執行と監督機能の分離、経営の透明性の向上、経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図っております。

これらの機関が相互に連携することによって、経営の健全性及び透明性を維持し、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底が確保できるものと認識しており、現行の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法令に基づいて遅滞なく招集通知を発送しておりますが、今後は株主が株主総会議案に十分に審議できるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、より多くの株主に出席いただけるように、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んでまいります。
電磁的方法による議決権の行使	海外投資家及び機関投資家の議決権行使状況の動向や、コスト等の視点を踏まえ、株主の皆様からのご意見を参考にしながら、議決権電子行使プラットフォームの利用につき検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	現時点では、議決権の電子行使等は行っておりませんが、今後は機関投資家の比率等を見ながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家及び機関投資家の議決権行使状況の動向や、コスト等の視点を踏まえ、株主の皆様からのご意見を参考にしながら、招集通知の英訳化につき、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社法、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に従って、株主、投資家をはじめ、すべてのステークホルダーに対して公平性、透明性、適時性をポリシーとしてディスクロージャーを行ってまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	上場前に機関投資家向け説明会を開催しており、今後も、定期的に開催していく予定です。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場前に海外投資家向け説明会を開催しており、今後も、定期的に開催していく予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIRサイトを設置し、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・管理統括本部をIRに関する担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの立場の尊重に向けた行動準則として以下の内容を含む行動憲章を定めております。 1. 公正、透明な企業活動 2. コーポレート・ガバナンスの推進 3. 個性の尊重と独創性の発揮 4. 新しい価値の創造 5. 社会貢献や環境問題への積極的な関与 6. 地域社会の繁栄に対する貢献

環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると認識しており、当社の行動憲章に従い、社会貢献、環境問題等の取り組みにつき、検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。 株主等のステークホルダーが公平かつ容易に当社に関する情報にアクセスする機会を確保することが重要であると考えており、ウェブサイトを拡充し、ステークホルダーに情報を提供する方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、当社の内部統制システムについて、以下のとおり決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

取締役及び取締役会

取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。取締役会の議長は、取締役会規程及び定款に従い代表取締役社長が務めることとする。

取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り、業務を執行し、業務執行状況を取締役会に報告する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期は一年とする。

当社はコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。

監査役及び監査役会

監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

会計監査人

法令の規定により、会計監査人を置く。会計監査人は、企業会計審議会の定める「監査に関する品質基準」等に従い整備された体制に基づき監査を行う。監査役は、会計監査人による監査結果の相当性を監査する。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス体制

当社は、取締役及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、就業規則、コンプライアンスに関するマニュアルその他の行動規範を定める。その目的達成のため、コンプライアンス委員会をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。

内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為を知ったとき、何らかの理由で職制ラインが機能しない場合に備え、当社のコンプライアンスの報告・相談窓口として、社内相談窓口、社外弁護士ライン等を活用する。

(3) モニタリング

コンプライアンス委員会は、当社におけるコンプライアンス上問題のある不正な行為の原因究明、再発防止策に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の実施や不正行為発生の予防活動等を推進する。取締役・使用人の職務の執行により法令違反等が生じた場合、「就業規則」等の諸規程に則り、厳正な処分を行う。

(4) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存及び管理

当社は、文書管理規程を整備し、保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 職務権限の原則

取締役及び各職位にある使用人は、取締役会決議及び関連規程に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

(2) 稟議制度

重要な投資等の個別案件については、関連規程に基づき、社長の決裁を得る。更に法令若しくは定款又は案件の重要性に応じ、取締役会の承認を取得し、個別リスク管理を強化する体制をとる。

(3) リスク評価

全社的なリスク分散の観点から、業種、市場、客先に関する信用等のリスク管理を実施する。レピュテーションリスク、情報セキュリティリスク等については、コンプライアンス体制の強化等によりリスク管理を実施する。

(4) 危機管理

自然災害など重大事態が発生した場合は、危機管理に関するマニュアルに従い、社長又は社長が指名した職務分掌上の責任を有する社内の関係部署の役員、その他の管理職を本部長とする危機対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針、経営戦略及び経営計画

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等、全取締役・使用人が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて取締役・使用人各自が実施すべき具体的な目標を定める。

(2) 職務権限・責任の明確化

諸規程において各取締役・使用人の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

(3) 内部監査

業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、社長 直轄の組織として内部監査部を設置し、内部監査部による内部監査を実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) コンプライアンス

コンプライアンス委員会他各種委員会は、社内のコンプライアンス活動の支援及び指導を行う。

(2) 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備

当社は、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム、継続的にモニタリングするために必要な体制及び当社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。

(3) 監査

監査役は監査を実施し、必要に応じ取締役に勧告または助言を行う。

6. 常勤監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役付の任命

監査役付を任命し、監査役付は監査役の業務を補助する。

(2) 監査役付の人事

監査役付の人事(異動、評価、懲戒処分等)を行う場合は、人事総務本部長は、事前に監査役に報告し、その意見を徴する。監査役は必要に応じ、監査役付の人事について、変更を申し入れることができる。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 監査役による重要会議への出席

監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける。また、監査役は監査役会の定める職務の分担に従い、その他重要な会議に出席する。

(2) 取締役・使用人による監査役への報告

社長は、定期的に社長・監査役ミーティングを開催し、業務の執行状況について監査役に報告する。取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告を行う。

上記に拘わらず監査役は必要に応じ、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 会計監査人との関係

監査役は、会計監査人と会議を開催し、監査方針及び監査結果報告に関わる意見交換を行うことができる。

(2) 外部専門家の起用

監査役が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、社会的責任およびコンプライアンスを重視し、反社会的勢力といかなる関係も持たず、透明性のある事業活動を推進することにより、企業価値の向上に努めてまいります。そのため、当社グループでは、「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力に対する直接的・間接的な利益供与を防止するとともに、及び社員研修の場においても定期的に注意喚起を促しております。

新規取引先との取引開始にあたっては、信用調査機関を利用した調査やインターネット記事検索により反社会的勢力の該非判定を行い、不適切な取引を排除するように努めております。あわせて、継続取引先についても、定期的にインターネット記事検索等により反社会的勢力の該非判定を行い、取引開始後に新たに不適切な取引が発生しないように努めております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けております。

その他

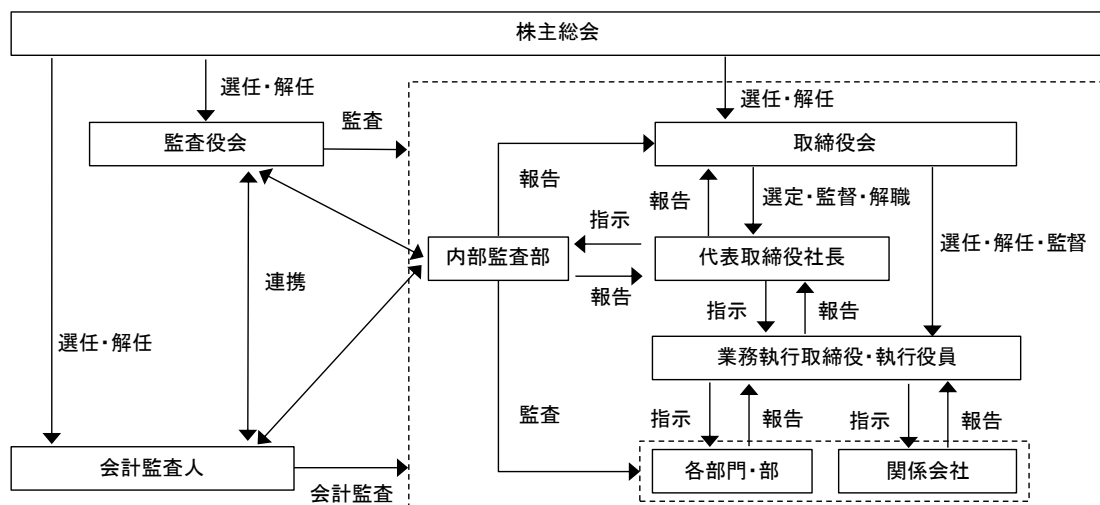
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

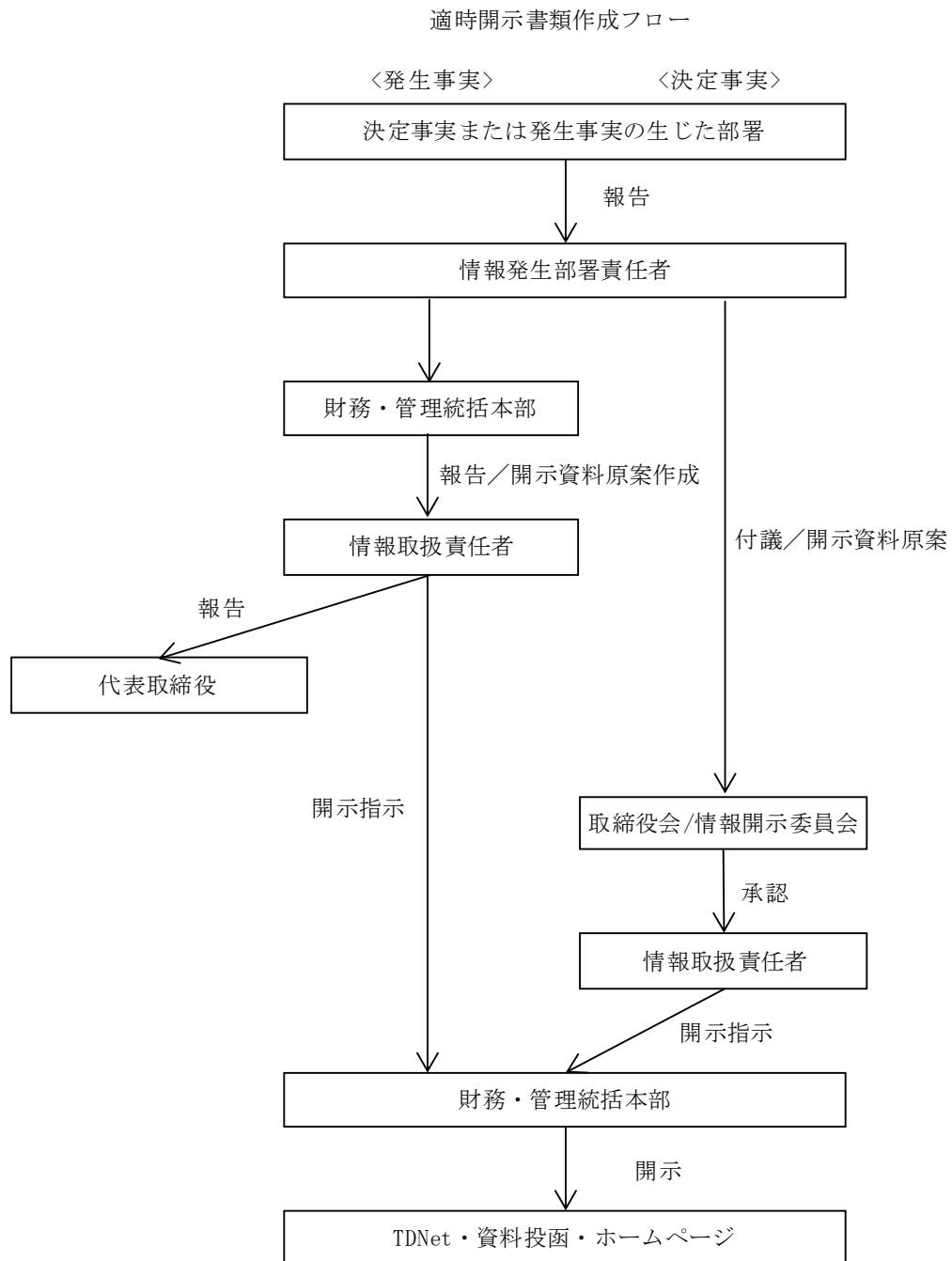
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

[決定事実／発生事実に関する情報]



[決算開示に関する情報]

